

文例（特別受益の持戻しの免除）

第〇条 遺言者は、三男〇〇〇〇（生年月日）に対し、平成〇〇年に事業経営のための資金として、金〇〇〇円を贈与しているが、同人の努力にもかかわらず、経営不振状況のため、前記贈与がなかったものとして、相続分は算定すべきものとする。

遺言で、特別受益の持戻しの免除をすることができます。

相続の原則では、生前に被相続人から、特別受益（結婚に際して多額の持参金をもらったり、事業を興すのに資本金を出してもらったり、など）を受けた者は、その分を相続財産に持戻した上で相続分を算出することになります。結果的に特別受益者は遺産分割の際の取り分が少なくなります。遺言で特別受益の持戻しの免除をすることで、生前に特別受益を受けていたとしても、遺産の相続分に影響がないようにすることができます。

｜遺留分に注意

特別受益の持戻し免除によって、遺留分権利者の遺留分を侵害するような場合は、後に相続人間で争いを生じさせることにもなり得ます。特に、特定の子だけ理由もなく免除する場合は争いが生じやすいので、免除する理由を書いておくとい良いでしょう。理由があっても免除する場合でも、最低限遺留分が侵害されない範囲で配慮をしましょう。そのためには、推定相続人の遺留分を算出し、確認しておく必要があります。遺留分の計算については弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。